

## 日之影町農業委員会 第25回総会

開催日時 : 令和7年8月26日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男      松本 貴美子      穂積 ミサ子      山本 英二  
佐藤 陽子      矢通 広信  
榊田 隆盛      甲斐 直      高岡 光美      中川 今朝久  
押方 徹      甲斐 秀人      大村 直登

欠席委員 : 今村 浩二三      工藤 昭一      一水 秀樹

議事日程 : ① 議案第73号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第74号

「非農地証明交付申請の承認について」

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>只今から第25回の総会を開催いたします。<br/> 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。<br/> はじめに、議事録署名委員を指名します。<br/> 2番 松本 貴美子 委員、4番 穂積 ミサ子 委員にお願いします。<br/> それでは、これより審議に入ります。</p>   |
| 議長   | <p>議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。<br/> 本案について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局  | <p>(議案第73号朗読・説明)</p>  |
| 議長   | <p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、梶田委員の説明をお願いします。</p>  |
| 梶田委員 | <p>説明いたします。<br/> 現地につきましては、事務局と8月4日に確認しました。<br/> 譲渡人の■■■■さんは、■■■■歳、■■■■集落にお住まいです。<br/> 譲受人の■■■■さんは、■■■■歳で譲渡人の息子であり、■■■■に勤めています。<br/> 今回、■■■■さんより息子に所有権を譲りたいと、申請があがってきました。<br/><br/> ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長   | <p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>  |
| 梶田委員 | <p>地図を見てもらえば分かりますが、■■■■さん宅は■■■■集落の一番最初の家です。<br/> 家の下の田んぼは米が植えてありました。</p>  |
| 議長   | <p>この畑だが、梅と栗が植えてあるのかなと思うが、まだ大丈夫か、管理されているのか。</p>   |
| 梶田委員 | <p>梅の収穫後だったので草は伸びていたが管理はされていた。</p>  |
| 議長   | <p>この地域は今も梅が多いのか</p>  |
| 事務局  | <p>そうですね、梅が主流です</p>   |
| 議長   | <p>他に意見はありませんか、どうですか。<br/> 意見がないようなので、採決をします。<br/> これより採決します。議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。<br/><br/> ありがとうございます。全員賛成です。<br/> よって、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可します。</p>             |
| 議長   | <p>次に、議案第74号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。<br/> 本案について、事務局の説明をお願いします。</p>   |

事務局 (議案第74号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明が終わりました。続いて、穂積委員の説明をお願いします。

穂積委員 現地について事務局と8月4日に確認しました。

■■■■さんは■■歳、■■集落にお住まいです。

平成12年に牛舎を取り壊して新築しており、当時牛舎だったことから、ずっと宅地と思っており、相続の際に農業振興地域で畑だったこと分かり、今年の1月に農振地除外の申請をして許可があり、今回の申請の運びとなっています。

本人と会って話をしましたが、本人もびっくりしており、まさかこうなっているとは思わなかったと話していました。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明が終わりました。  
事務局の補足説明をお願いします。

事務局 平成12年、12月に家を建てておられますが、元々、牛舎があった場所を取り壊して建てており、ずっとここは宅地と思っていて、相続の際に畑であることがわかったところです。4条申請になるのではと思いましたが、12年に新築なので、家が建てて25年以上経過していること、今更4条申請はおかしいのではないかと考え、顛末書をつけて非農地証明でよいのではと判断しました。

議長 この件に関しては、非農地扱いにということですが、以前にも建物が建ったあとから非農地証明をかけた案件があること、また、築後何年もたっていることを鑑みて、非農地証明でということですが。

ここは、またがって建てているのか

事務局 そうです。

現在、駐車場になっているところが畑で、家が建っているところは以前、牛舎が建っていたということです。

畑と宅地があいまいな状態であったと考えられます。

令和2年に■■■■と、令和5年に■■■■の案件が、非農地証明で処理されています。

議長 築後、25年以上たっているのです、この取り扱いで良いか。

それでは、採決します。

議案第74号「非農地証明交付申請の承認について」賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第74号「非農地証明交付申請の承認について」は承認されました。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了しました。ありがとうございました。